

JTU きょうと教組
日本教職員組合
NEWS LETTER

2021年10月1日発行 No.158
京都府教職員組合 小鍛治 啓
Kyoto School Staff Union
Tel: 075-252-6771
Fax: 075-252-6772
<http://kyoto-union.net>



9・21 京都府人事委員会交渉

一時金（ボーナス）は国同様厳しい状況

現場の努力に報いる勧告を！！



9月21日(火)、きょうと教組は自治労府職と合同で、京都府人事委員会勧告に向けての交渉を行いました。組合側は、コロナ禍での職員の勤務がより厳しさを増していることから、賃金を含めた労働条件の改善に一層の努力をすることを求めました。また、非正規職員の勤務条件も正規職員と同様の改善の必要性を訴えました。

人事委員会側の当初回答と組合とのやり取りの概要は次の通りです。

【基本姿勢】 専門的かつ中立的な人事機関の立場で労働基本権制約の代償機能として、職員団

体の要望・意見も聞きながら努力を重ねてきた。今後もこの基本姿勢に立ち対応していきたい。

【月例給】 今年の公民較差は民間の厳しい状況を反映して、国と同程度のマイナス較差となる見込みである。現在、慎重に最終の精査を行っている。

【初任給】 公民較差の最終の精査を踏まえて対応したい。

【教育職の給料表】 今年は人事院勧告で国家公務員の俸給表の改定がなく、教育職参考モデル給料表についても改定がなかった。最終の精査を進めている公民較差を踏まえ、対応していく。

【期末・勤勉手当】 人事院勧告では、国家公務員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数4.45月を0.15月引き下げ4.30月とされた。府内における民間給与実態調査について最終の精査を行っているが、国同様の厳しいものとなる見通しである。

人事院勧告は、民間での一律支給分と考課査定分の配分状況を考慮して、期末手当の支給月数を引き下げるとともに、本年度は12月期の期末手当から差し引き、来年度以降は6月期と12月期が均等になるよう勧告している。

再任用職員の特別給は定年前常勤職員の特別給との均衡を考慮して定めており、国は0.10月引き下げた。府もその考えに基づき対応したい。

【諸手当】 諸手当（教員も含む）については府民の関心も高く、府として説明責任を果たせるものである必要がある。他の都道府県の動向等もふまえ対応していく。

【定年延長について】 国家公務員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに引上げ後の職員の処遇を規定する国家公務員法の一部改正法と、地方公務員についても国に準じた取り扱いとする地方公務員法の一部改正法が、それぞれ6月に公布され、令和5年(2023年)4月1日施行されることになっている。法改正や、昨年の人事委員会報告の内容をふまえ、国家公務員との均衡等を考慮した適切な制度となるよう、任命権者と連携しながら取り組みたい。

【高齢層の昇給制度の見直し】 平成26年(2014年)に高齢層職員の昇給制度見直しが導入されて以降、見直しをしていない都道府県は、京都府を含め、4団体となっており、昨年の人事委員報告で定年引き上げに伴う勤務条件の整備までに見直さざるを得ない状況にある旨言及した。定年延長について、法改正周知期間を考えると、遅くとも令和4年度(2022年度)には施